

令和3年5月17日（月曜日）



（発信者）
野々市市 市民協働課 広報広聴係
電話番号 076-227-6056
FAX 番号 076-227-6259
Mail kyoudou@city.nonoichi.lg.jp
HP <https://www.city.nonoichi.lg.jp>

石川緊急事態宣言期間延長に伴う市町への要請に係る野々市市の対応

「まん延防止等重点措置」の適用による石川緊急事態宣言の6月13日までの期間延長に伴い、県から市へ要請があった市施設等の時短等対応について、5月17日（月）に新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、野々市市の対応を次のとおり決定いたしました。

記

①市施設の時短について

時短実施期間 5月12日（水）から6月13日（日）まで （20時で閉館とする）

②市施設の利用について

6月13日（日）までの期間について、日中を含めて新規の利用予約・貸館は受け付けしない

※体育施設の個人利用は5月15日（土）から中止している

③その他

（1）職員の2班体制での時差出勤を実施

5月18日（火）から6月13日（日）まで

お問い合わせ先

野々市市新型コロナウイルス感染症対策本部（健康福祉部内）

TEL：076-227-6017